

川越市公立保育所のあり方

令和4年2月

川 越 市

目次

I	「川越市公立保育所のあり方」策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	策定体制	1
(1)	川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）	1
(2)	パブリック・コメント	2
II	保育を取り巻く現状と課題	3
1	本市の状況	3
(1)	本市の人口推移	3
(2)	出生数	3
(3)	児童数の推移と将来予測	4
2	保育の状況	5
(1)	保育施設の設置状況	5
(2)	待機児童数等の推移	6
3	公立保育所の状況	7
(1)	公立保育所の施設の状況	7
(2)	公立保育所の運営費	8
(3)	保育士の状況	8
4	保育所関係運営費の推移	10
(1)	一般会計決算額と児童福祉費の推移	10
(2)	民間保育所等整備について	10
(3)	保育所運営費の推移	11
(4)	民間保育所運営費の推移	11
	【参考】保育所整備・運営費について	12

5	保育を取り巻く課題	13
(1)	就学前児童数の減少と今後の保育需要の見通し	13
(2)	施設の老朽化と財政的課題	13
(3)	保育の質の確保	13
(4)	支援を必要とする家庭への対応	13
Ⅲ	今後の公立保育所の役割とあり方	14
1	地域における子育て支援拠点としての役割	15
2	保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割	16
3	セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保	17
	【参考】公立保育所と民間保育所について	18
Ⅳ	公立保育所の今後の方向性について	19
1	公立保育所の整備の考え方	19
(1)	公立保育所の整備等に関する今後の方向性	19
(2)	保育提供区域の考え方	20
2	公立保育所の運営について	21
(1)	職員配置の現状	21
(2)	運営に関する今後の方向性	21
3	川越市公立保育所のあり方検討の期間	21

【参考資料】

1	川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議経過	23
2	川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	24

I 「川越市公立保育所のあり方」策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、これまで、共働き世帯の増加などの要因により保育施設の入所希望者数が増加していることから、民間活力を生かし、積極的に民間保育所整備を進め、待機児童の解消に努めてきました。その結果、令和3年4月の待機児童数は7人となり、待機児童が近く解消されるものと見込んでいます。

令和3年4月1日現在、公立保育所は20園、民間保育所は37園が設置されており、民間保育所においてはそれぞれの特色を生かした保育サービスを提供し、本市の保育の担い手として大きな役割を担っています。

現在、本市の就学前児童数は減少傾向にあり、将来、保育施設の定員数が過大となることが予想されることから、今後は、保育全体の需給バランスを調整することが課題となるものと考えられます。一方、保育ニーズに対して施設数が充足される状況になると、更なる保育の質の向上について考えていくことも必要となります。

また、本市の公立保育所は、昭和60年までに20園を設置し、これまで耐震化工事や必要な修繕等を行いながら、全ての園を維持してきました。現在は20園のうち8園が建築後40年以上経過しており、施設の老朽化が進行している状況にあります。

このような就学前児童数の減少や施設の老朽化という課題に対し、公立保育所がどのような役割を担い、どのように維持していくのか、今後の方向性を定めるため、「川越市公立保育所のあり方」を策定するものです。

2 策定体制

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）

策定にあたり、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）において、審議を行いました。

分科会においては、できるだけ多くの関係者の声を反映した検討を行うため、保護者や保育従事者へのアンケート調査やヒアリングなどを実施いたしました。

また、分科会での議論を促進するため、分科会内に自主的な組織としてワーキングチームを設置し、資料確認や論点整理を行いました。

分科会では、計5回の審議を行い、検討結果について「川越市公立保育所のあり方に関する検討報告」として市に提出されました。

【川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の取組】

① 保育施設等の関係者ヒアリング

保育のあり方を検討する上で、実際に保育に関わる方々の声を聴いた上で検討を行うため、ヒアリングを実施しました。

■実施概要

日時	令和3年5月20日（木）、7月18日（日）の分科会内で実施
対象	①民間保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設の代表者 ②公立保育所、民間保育所、幼稚園、地域型保育施設の保護者

② アンケート調査

保育施設の協力の下、実際に保育施設を利用されている保護者や保育従事者に対してのアンケートを実施し、保育の現状や当事者の意見を把握しました。

また、公立保育所のあり方として、地域の子育て支援拠点としての役割が求められることから、在宅で子育てを行う保護者に対してもアンケートを実施しました。

■実施概要（保育施設を利用されている保護者、保育従事者）

対象者	①市内の保育施設を利用する1歳児、3歳児クラスの保護者 ②1歳児、3歳児クラスの担任保育士
実施方法	各保育施設を通じて対象者にチラシを配布し、電子申請サービスを利用した無記名のオンライン形式のアンケートを実施した。
調査期間	令和3年6月11日（金）～令和3年6月24日（木）
回答結果	①保護者 対象者数：1,764世帯 回答数：418世帯 回答率：23.7% ②担任保育士 対象者数：378人 回答数：204人 回答率：54.0%

■実施概要（在宅で子育てを行う保護者）

対象者	在宅で子育てを行う家庭の保護者
実施方法	つどいの広場の参加者、子育てサロン参加者等に調査票を配布し実施した。
調査期間	令和3年7月7日（水）～令和3年7月14日（水）
回答結果	回答数：60人

③ 市ホームページ上での意見募集

ヒアリングやアンケートで寄せられた声以外にも、公立保育所のあり方に関する様々な意見があるものと考えられるため、分科会の審議内容を市ホームページ上で公表し、併せて市民の意見を募り、審議の参考といたしました。

■実施概要

期間	令和3年5月17日（月）～令和3年8月17日（火）
回答結果	回答数：4人

(2) パブリック・コメント

原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

■実施概要

期間	令和3年11月22日（月）～令和3年12月21日（火）
結果	提出者：10人 意見数：15件

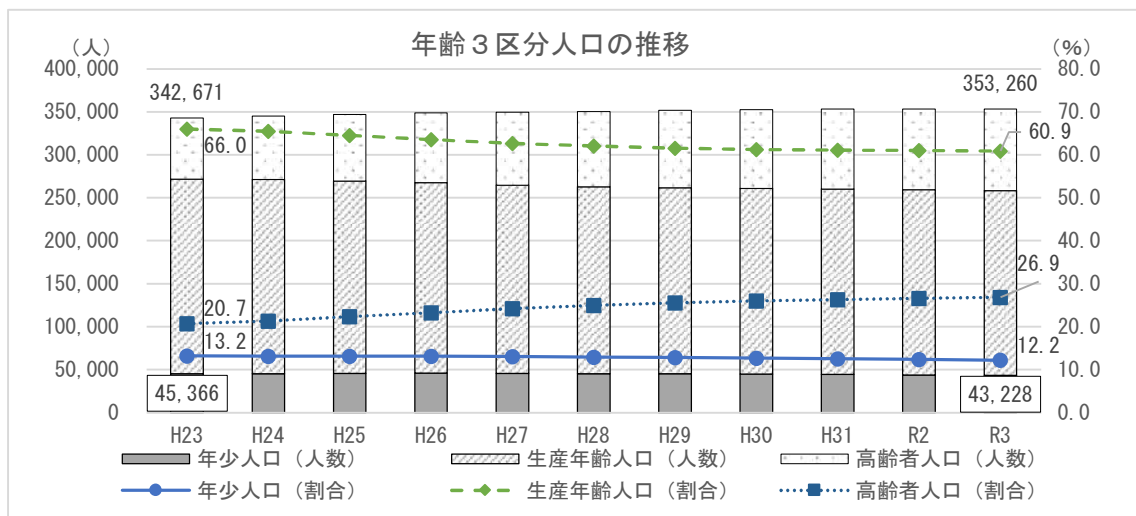
Ⅱ 保育を取り巻く現状と課題

1 本市の状況

(1) 本市の人口推移

本市の人口は、微増ながら増加傾向にあり、令和3年1月1日現在 353,260 人となっています。

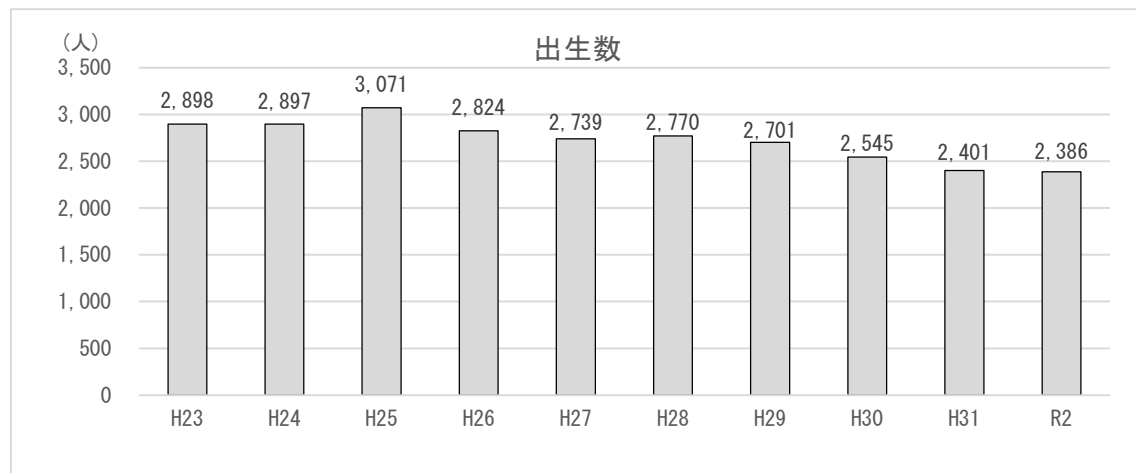
一方、年齢3区分人口をみると、年少人口（0歳～14歳）については、平成23年の45,366人から令和3年の43,228人に、年少人口の割合も12.2%に減少し少子化が進んでいる状況にあります。



出典：住民基本台帳を基に作成（各年1月1日現在）

(2) 出生数

本市の出生数は、平成25年の3,071人を境に減少傾向にあり、令和2年には2,386人と減少しています。

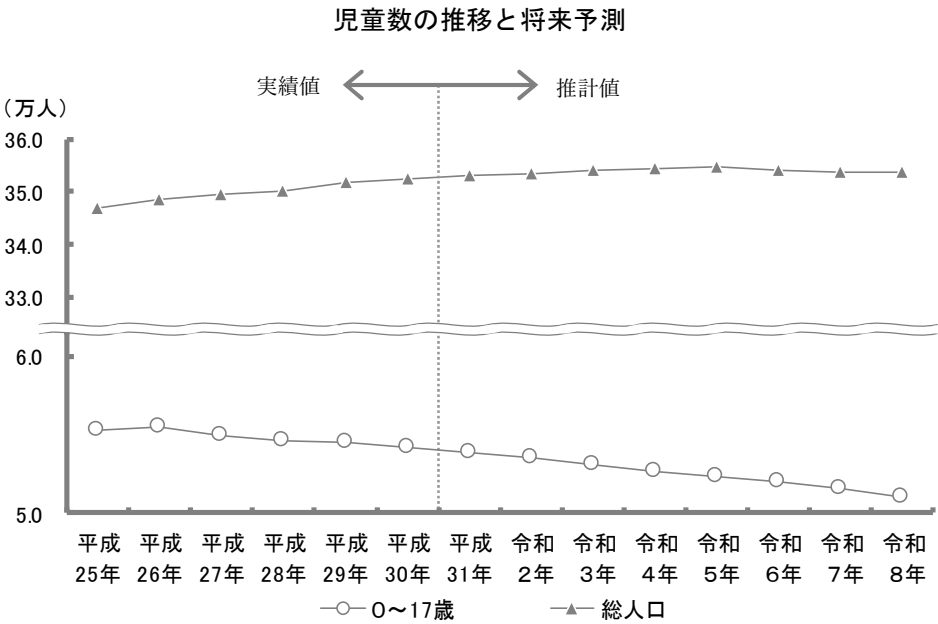


出典：統計かわごえ（各年12月31日現在）

(3) 児童数の推移と将来予測

本市の0歳から5歳までの児童数は、近年上昇していましたが、平成26年度を境に減少に転じています。

平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、今後も児童数が減少していくものと推計しています。



単位：人

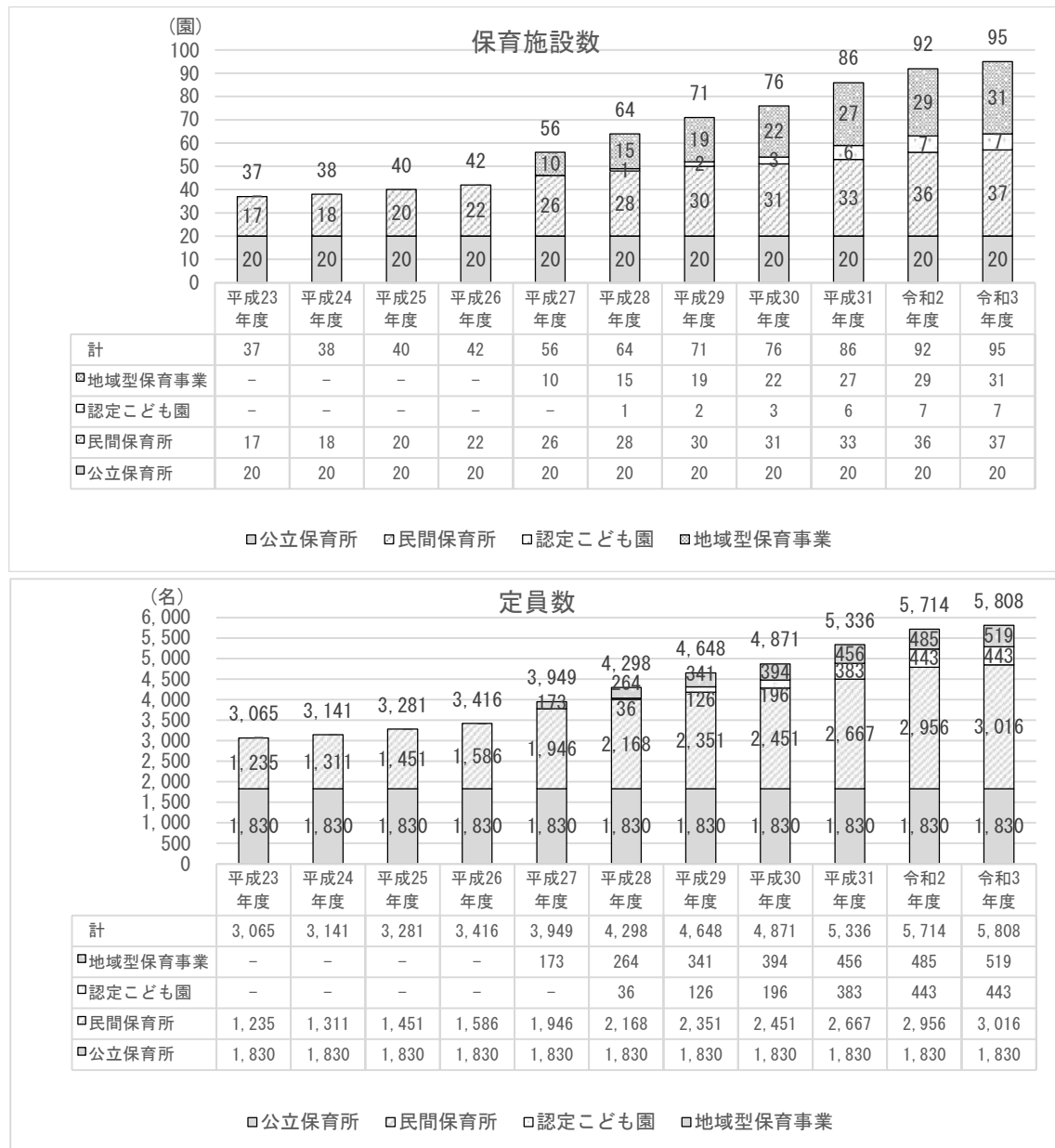
	実績値								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
総人口	346,739	348,595	349,378	350,223	351,654	352,433			
0歳	2,873	2,976	2,760	2,658	2,723	2,647			
1・2歳	6,109	6,071	6,052	5,888	5,635	5,568			
3～5歳	9,239	9,286	9,270	9,221	9,149	8,973			
小計	18,221	18,333	18,082	17,767	17,507	17,188			
	推計値								
	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
総人口	353,070	353,475	353,995	354,310	354,538	354,166	353,729	353,808	
0歳	2,601	2,561	2,527	2,505	2,495	2,484	2,472	2,472	
1・2歳	5,549	5,435	5,345	5,267	5,209	5,177	5,156	5,133	
3～5歳	8,728	8,482	8,367	8,299	8,142	8,016	7,916	7,848	
小計	16,878	16,478	16,239	16,071	15,846	15,677	15,544	15,453	

実績値 住民基本台帳、埼玉県町字別人口調査（各年1月1日現在）
推計値 コーホート変化率法により、住民基本台帳人口を使用して算出
出典：第2期川越市子ども・子育て支援事業計画

2 保育の状況

(1) 保育施設の設置状況

令和3年4月1日現在、本市の保育施設は、公立保育所20園、民間保育所37園（分園4園を除く）、認定こども園7園、地域型保育事業31園となっています。民間保育所の設置数は、平成26年度に公立保育所の設置数を上回りました。定員数についても、平成27年度に民間保育所が上回っています。



※1 各年4月1日現在

※2 公立保育所は川鶴保育園の鶴ヶ島市分の定員60名を含む

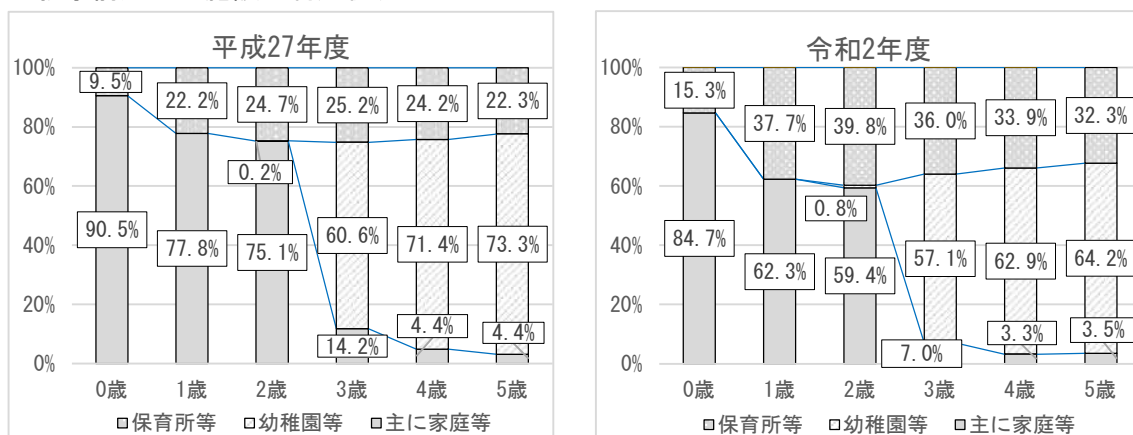
※3 地域型保育事業の定員数は、従業員枠を除く。

出典：こども政策課作成資料

平成27年度に子ども・子育て支援新制度に移行し、これまでの幼稚園と保育所に加え、教育と保育の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」、待機児童の多い2歳児までを対象に少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」が創設されました。

また、就学前児童の施設の利用状況をみると、平成 27 年度以降、保育所等を利用する児童が増加し、幼稚園等を利用する児童の割合が減少しています。特に、1 歳～2 歳児の保育所等の利用率が他の年齢と比較し大きく増加しています。

■就学前児童の施設の利用状況

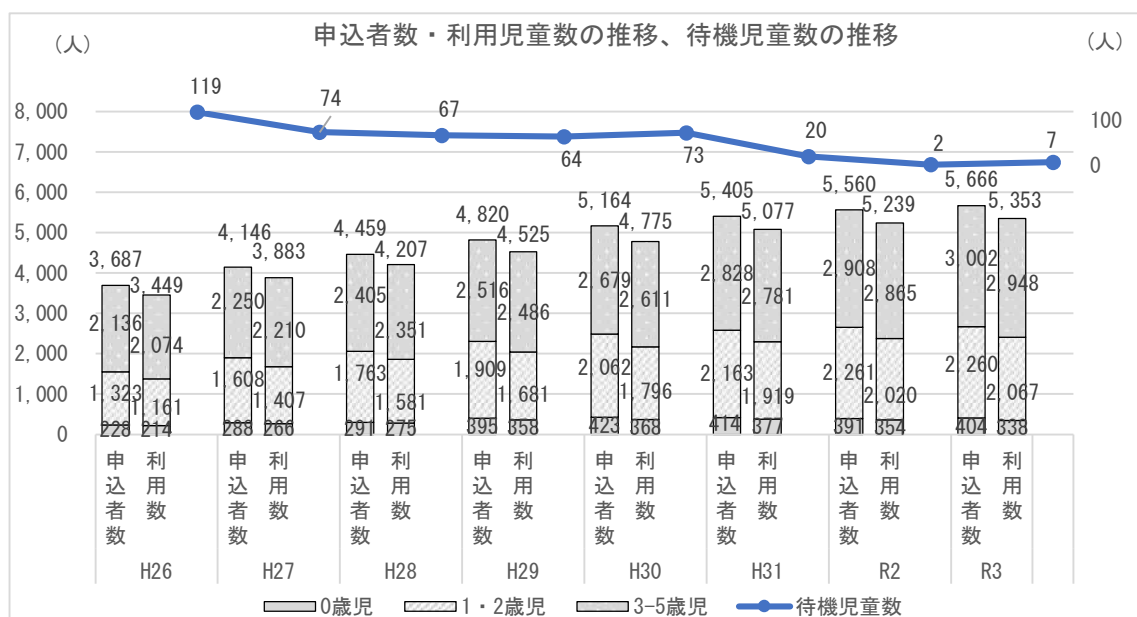


- ※1 保育所等は、公立保育所、民間保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業を含む、各年度 4 月 1 日現在
 ※2 幼稚園等は、幼稚園及び認定こども園（教育部分）を含む、各年度 5 月 1 日現在
 ※3 利用率は、幼稚園等の在園児数を集計し、各年度 4 月 1 日の就学前児童数と比較
 ※4 主に家庭等には認可外保育施設等を利用する児童を含む

出典：こども政策課作成資料

(2) 待機児童数等の推移

新規利用申込者数は平成 26 年の 3,687 人から令和 3 年の 5,666 人と大きく増加しているものの、平成 26 年に 119 人であった待機児童数は、令和 3 年 4 月 1 日現在で 7 人となり、大きく減少しています。



出典：こども政策課作成資料

3 公立保育所の状況

(1) 公立保育所の施設の状況

本市の公立保育所は、名細保育園を新築建替えたのを最後に平成 16 年度以降は新規の整備を行っていませんでしたが、令和元年度には耐震性能が不足していた南古谷保育園の新築建替えを行いました。

このほか、旧耐震基準建築物の園舎は 8 園ありましたが、耐震診断結果をもとに必要な工事を行い、平成 25 年度をもって全ての園舎で耐震性能を確保しています。

また、本市の公立保育所 20 園のうち、8 園が建築後 40 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいます。なお、古谷保育園は最も古い園舎となっており、建築後 50 年以上が経過しています。

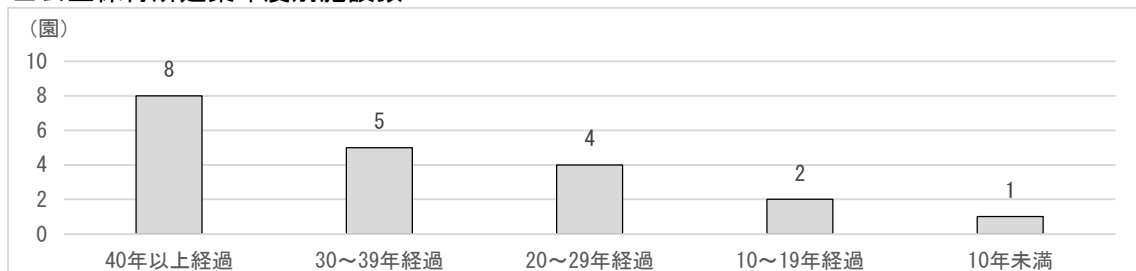
■公立保育所一覧（建築年度順）

No.	保育所名	地区	建築年度	建築後経過年数	構造	階数	定員
1	古谷保育園	古谷	1968	52	W	1	60
2	霞ヶ関第二保育園	霞ヶ関	1973	47	RC	2	90
3	新宿町保育園	本庁	1974	46	RC	2	120
4	名細第二保育園	名細	1975	45	RC	2	90
5	高階第二保育園	高階	1976	44	RC	2	120
6	神明町保育園	本庁	1977	43	RC	2	120
7	高階第三保育園	高階	1978	42	RC	2	90
8	南古谷第二保育園	南古谷	1980	40	RC	2	90
9	古谷第二保育園	古谷	1982	38	RC	1	60
10	川鶴保育園	川鶴	1984	36	RC	2	120
11	仙波町保育園	本庁	1986	34	RC	2	90
12	中央保育園	本庁	1988	32	RC	2	90
13	小室保育園	本庁	1990	30	RC	2	80
14	霞ヶ関保育園	霞ヶ関	1992	28	RC	2	80
15	高階保育園	高階	1995	25	RC	2	90
16	脇田新町保育園	本庁	1998	22	RC	2	100
17	今成保育園	本庁	2000	20	S	2	90
18	大東保育園	大東	2001	19	S	2	90
19	名細保育園	名細	2003	17	S	1	90
20	南古谷保育園	南古谷	2019	1	S	2	70

※1 令和 3 年 4 月 1 日現在

※2 川鶴保育園の定員数は鶴ヶ島市分の定員 60 名を含む

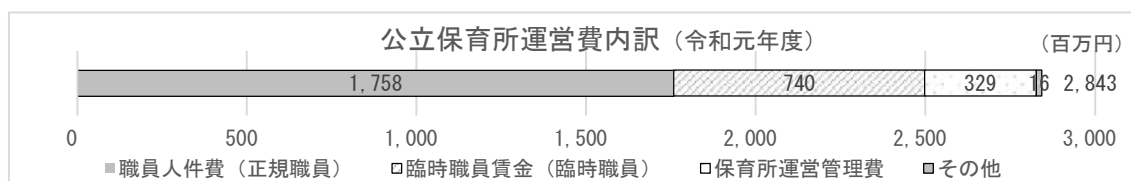
■公立保育所建築年度別施設数



(2) 公立保育所の運営費

公立保育所の運営費の内訳をみると、職員人件費（正規職員）と臨時職員賃金（臨時職員）が約9割を占めています。

なお、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、臨時職員として任用されている職員の多くが会計年度任用職員へ移行しています。



※管外委託、管外受託を含まない。

出典：こども政策課作成資料

(3) 保育士の状況

公立保育所については、令和2年4月1日現在、正規職員の保育士が218人、フルタイムの会計年度任用職員が154人配置されています。

■公立保育所における保育士数（令和2年4月現在）

単位：人

施設名	正規	会計年度	合計	施設名	正規	会計年度	合計
中央	11	11	22	高階	10	15	25
仙波町	11	6	17	新宿町	12	10	22
神明町	13	7	20	霞ヶ関第二	11	8	19
小室	9	8	17	南古谷	10	6	16
霞ヶ関	11	5	16	名細第二	11	8	19
名細	10	11	21	高階第二	12	9	21
大東	11	10	21	高階第三	10	9	19
古谷	10	2	12	南古谷第二	10	8	18
脇田新町	11	7	18	古谷第二	11	3	14
今成	12	4	16	川鶴	12	7	19
				計	218 (58.6%)	154 (41.4%)	372

出典：こども政策課作成資料

また、公立保育所と民間保育所の保育士を比較すると、公立保育所の方が平均勤続年数で5.7年民間保育所を上回っています。

■保育士の平均勤続年数

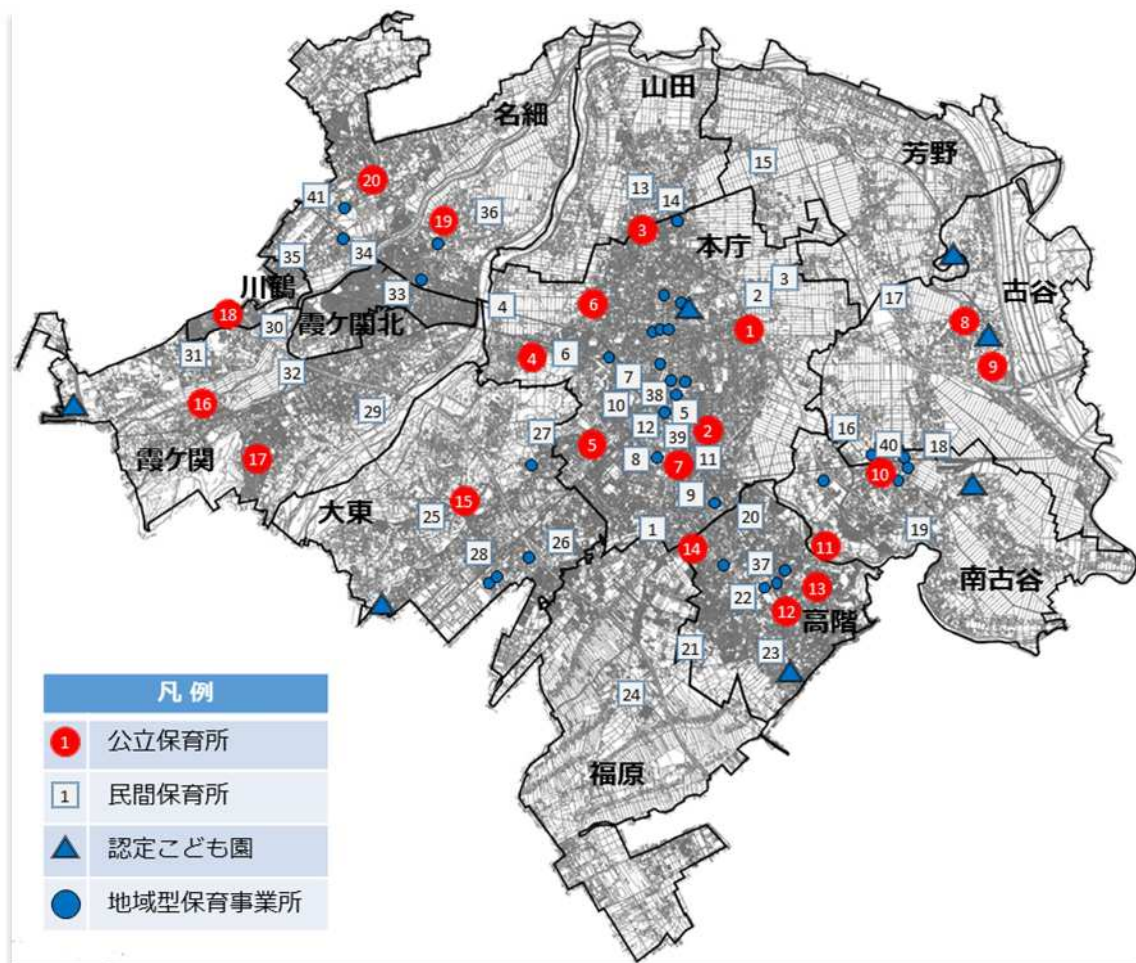
	公立保育所	民間保育所
保育士の通算勤続年数	13.3年	7.6年

※1 令和2年4月1日現在

※2 公立保育所については、令和2年4月1日現在の正規職員（園長、副園長を除く）

※3 民間保育所については、処遇改善等加算から集計（常勤、非常勤を含む、施設長、主任保育士を除く）

■ 公立保育所の配置図

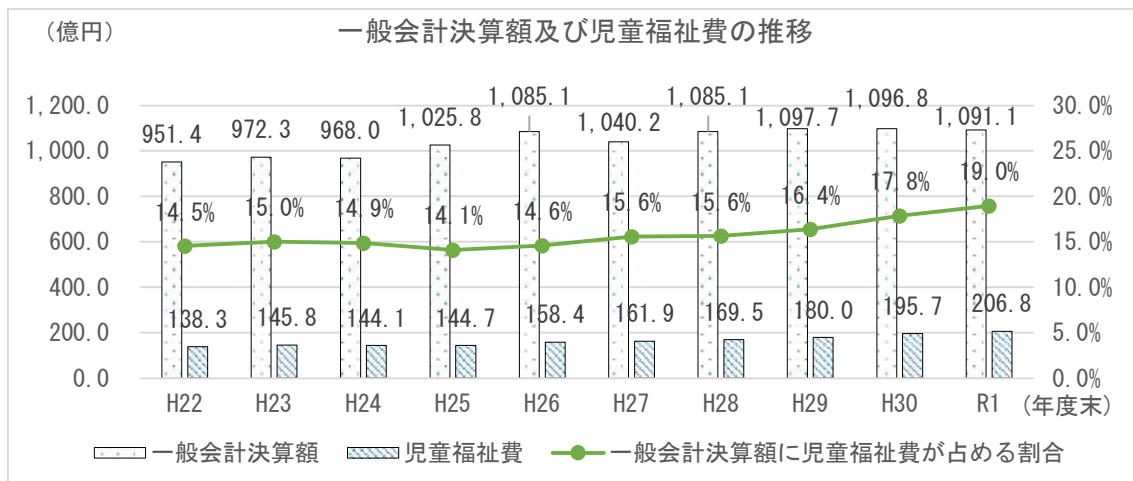


公立 保育所	No	施設名	民間 保育所	No	施設名	民間 保育所	No	施設名
	1	中央保育園		1	増美保育園		21	さくらんぼ保育園
	2	仙波町保育園		2	風の子保育園		22	音羽の森保育園
	3	神明町保育園		3	風の子第二保育園		23	高階すまいる保育園
	4	小室保育園		4	おがやの里しもだ保育園		24	貴精保育園
	5	脇田新町保育園		5	ねむの木保育園		25	まきば保育園
	6	今成保育園		6	かつらの木保育園		26	おおぞら保育園
	7	新宿町保育園		7	増美保育園 田町		27	あゆみ保育園
	8	古谷保育園		8	レイモンド川越保育園		28	慶櫻南台保育園
	9	古谷第二保育園		9	川越七歩保育園		29	むさしの保育園
	10	南古谷保育園		10	かつらの木第2保育園		30	笠幡菜の花保育園
	11	南古谷第二保育園		11	おひさま保育園川越富士見町		31	ともいき保育園
	12	高階保育園		12	増美保育園川越		32	さくらんぼ第二保育園
	13	高階第二保育園		13	紀秀会川越やまだ保育園		33	下田保育園
	14	高階第三保育園		14	紀秀会川越南やまだ保育園		34	バンビ保育園
	15	大東保育園		15	芳野保育園		35	マーガレット保育園
	16	霞ヶ関保育園		16	はるかぜ保育園		36	音羽の森第二保育園
	17	霞ヶ関第二保育園		17	伊佐沼すまいる保育園		37	まーぶるきりり保育園
	18	川鶴保育園		18	どんぐりの森保育園		38	増美保育園 本川越分園
	19	名細保育園		19	星の子みのり保育園		39	増美保育園 川越駅前分
	20	名細第二保育園		20	高の葉保育園		40	分園星の子第2保育園
※令和3年4月1日現在						41	マーガレット保育園(いなほ分園)	

4 保育所関係運営費の推移

(1) 一般会計決算額と児童福祉費の推移

本市の一般会計決算額は、投資的経費¹の影響により増減するものの、近年は 1,080～1,090 億円台で推移しています。児童福祉費については、平成 22 年度の 138 億円から大きく増加しています。

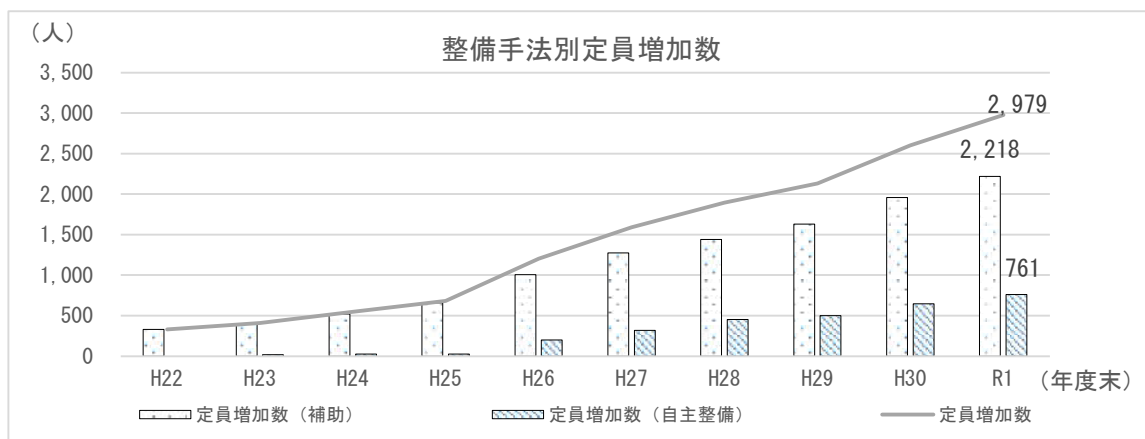


出典：こども政策課作成資料

(2) 民間保育所等整備について

民間保育所等整備は、平成 22 年度から本格的に開始され、令和元年度末までに 2,979 人の定員が増加しました。このうち、施設整備に係る補助金を交付して整備された定員増加数は 2,218 人となっています。

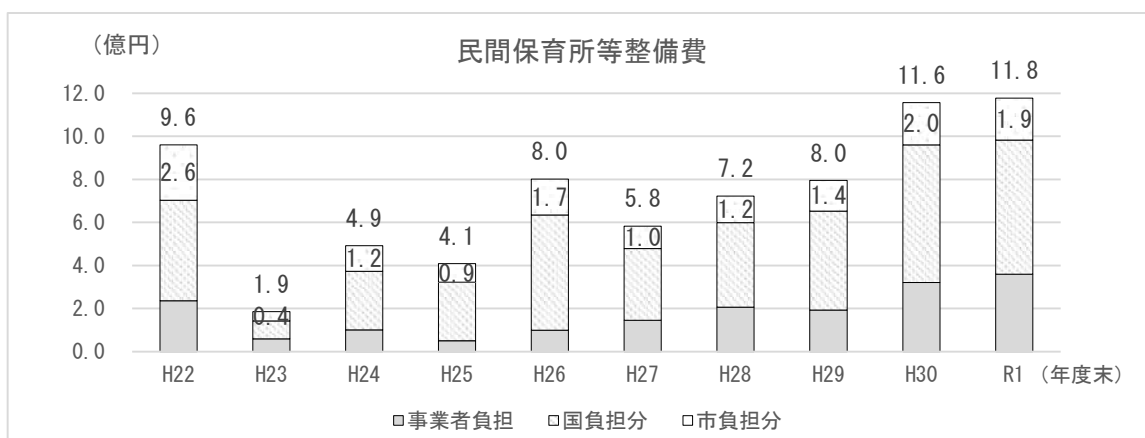
整備事業者の負担を含め約 70 億円以上の整備が行われ、この間に交付した補助金の額は約 55 億円となっており、このうち市が約 14 億円を負担しています。



※定員増加数は累計

出典：こども政策課作成資料

¹ 投資的経費：道路、学校、公園などの各種社会資本の新増設事業を行う際の経費のことで、事業の実施状況により、年度ごとに変化する。

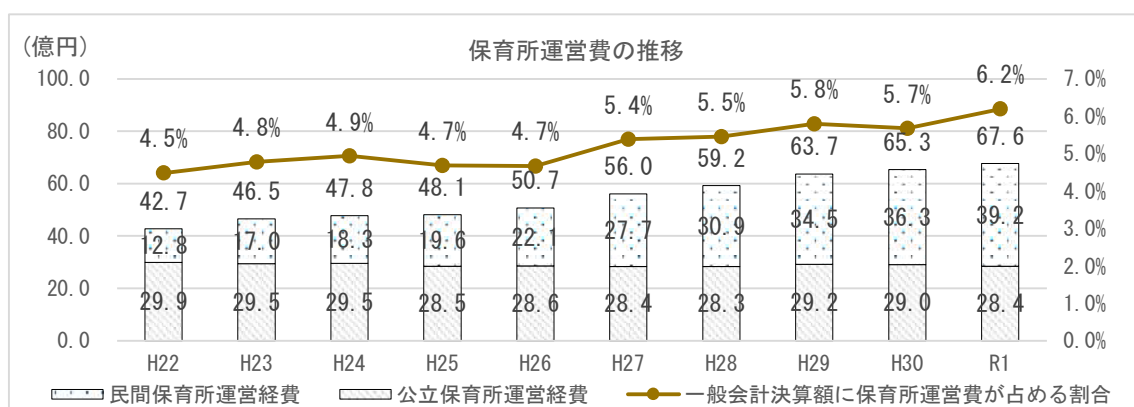


※2 か年整備の場合は2年度目に決算額を計上

出典：こども政策課作成資料

(3) 保育所運営費の推移

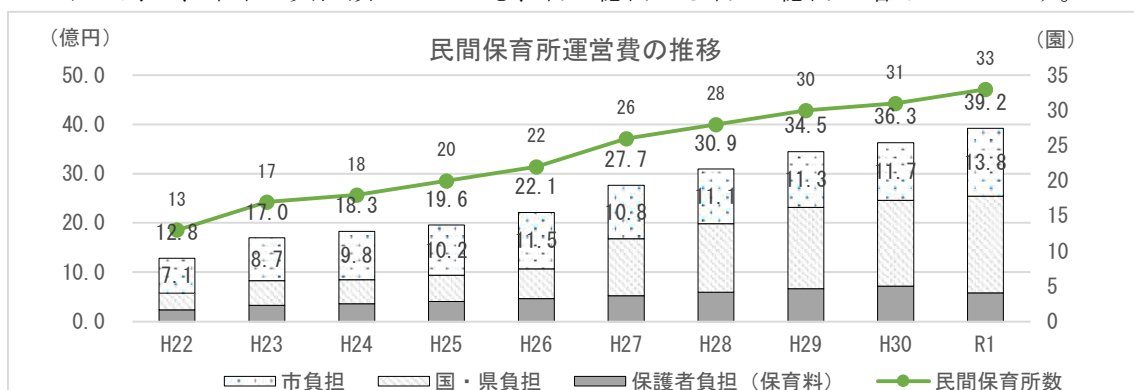
公立保育所と民間保育所の運営費は、平成 22 年度から約 25 億円増加しています。また、保育所運営費が一般会計決算額に占める割合も増加しています。



※こども政策課作成資料

(4) 民間保育所運営費の推移

民間保育所の運営費は、主に委託費と運営補助金により賄われており、施設数の増加とともに平成 22 年度の約 13 億円から令和元年度の約 39 億円まで大きく増加しています。これに対し、本市の負担額についても、約 7 億円から約 13 億円に増加しています。

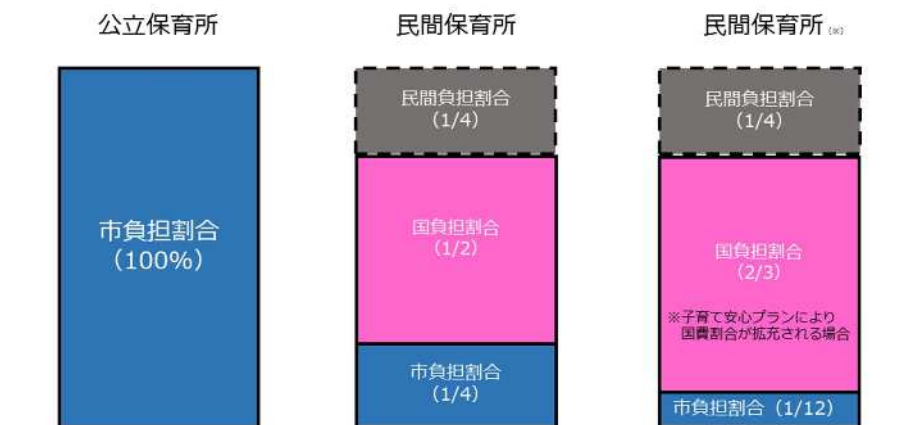


【参考】保育所整備・運営費について

平成 16 年度の三位一体の行財政改革により、公立保育所の整備が一般財源化されています。民間保育所についても国と地方の負担割合が見直され、国 1/2、市町村 1/4、設置者 1/4 となっています。

また、国の子育て安心プランの適用を受け、待機児童が発生している自治体については、国と市の負担割合がそれぞれ 2/3、1/12 となり、国費の拡充が措置されています。

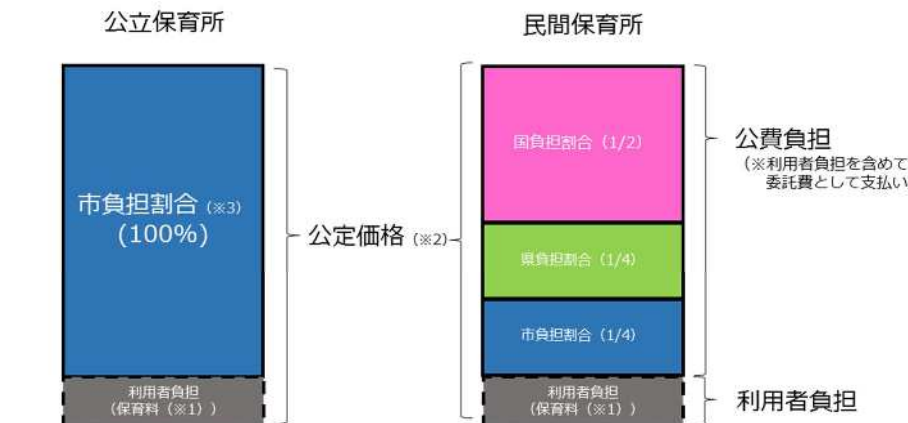
■整備費に係る公民の負担割合比較



運営費については、公立保育所については、全額市費による負担となっています。また、民間保育所については、施設型給付費を委託費として支出しています。

なお、幼児教育・保育無償化の実施により 3 歳から 5 歳までと、住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳までの保育料が無償化となるため、民間保育所については、保育料を国 1/2、県 1/4、市 1/4 で負担し、公立保育所については、全額を市が負担することとなっています。

■運営費の公民の負担割合比較



※1 令和元年10月から3～5歳と住民税非課税世帯の0歳～2歳の保育料が無償化となっている

※2 公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、認定区分、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される

※3 公立保育所運営費は、国の地方交付税制度に位置づけられている

5 保育を取り巻く課題

(1) 就学前児童数の減少と今後の保育需要の見通し

これまで民間保育所等の整備を進めたことにより、令和3年4月1日現在の待機児童数は7人となり、待機児童は近く解消されるものと見込まれています。

また、出生数の減少により、就学前児童数は年々減少しており、0歳～5歳児の受け皿である保育所では3歳～5歳児の定員を充足させることが困難な施設が出始めています。将来的に就学前児童数が更に減少することにより、保育需要の減少が見込まれることから、これまで積極的に整備を進めた民間保育所の体制を維持しつつ、市全体で適切な定員設定となるよう対応を図る必要があります。

(2) 施設の老朽化と財政的課題

公立保育所は本市の人口増加に合わせて整備されてきました。昭和56年以前の旧耐震基準で整備された保育所については、これまでに耐震補強工事や改築により必要な改修が完了しているものの、一部の施設では特に老朽化が進行しており、子どもの健やかな発達を支える環境を整えるためにも、財政状況も踏まえ、公立保育所の今後の方向性を定める必要があります。

(3) 保育の質の確保

保育の需要は、女性の就労率の上昇や国の政策動向と相まって近年大きく伸びており、民間活力を活用しながら、公民で地域の保育を支えています。

本市においては、認定こども園や地域型保育事業など、様々な保育サービスが提供される中、民間保育所が保育の担い手としての大きな役割を果たしており、これまでの急速な量的拡大に伴い、改めて公民で保育の質の確保に向けて取り組む必要があります。

(4) 支援を必要とする家庭への対応

公立保育所は、入所児童とその保護者だけでなく、地域の子育て支援にも積極的に取り組んできました。また、令和2年4月1日時点における認可保育所での統合保育の実施状況をみると、公立保育所で107人であるのに対し、民間保育所では9人となっています。更に、近年、発達の遅れ、生活困窮家庭の子ども、虐待が疑われる子どもなど、特別な配慮を必要とするケースについて対応が多様化しており、関係機関等と連携した適切な対応が求められています。

Ⅲ 今後の公立保育所の役割とあり方

子ども・子育てを取り巻く環境は、子育て世帯の核家族化、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の貧困の連鎖など、厳しい状況が継続しています。また、支援が必要な家庭、保護者の就労形態の多様化への対応として、保育に関する新たなニーズへの対応や保育の質の確保も課題と考えられます。

本市における保育施策については、公立保育所、民間保育所、それぞれの特長や役割のもと、保育所保育指針等に基づきそれぞれの保育の理念を実現することにより、今後も質の高い保育サービスを目指して提供していくことを基本とします。

このような中で、公立保育所の役割を次のとおりとし、就学前児童数や地域の保育ニーズの推移、施設の老朽化や財政面、小学校の就学に向けた円滑な連携などについても考慮する中で、今後も引き続き地域の基幹となる公立保育所について、一定数維持していく必要があるものと考えます。

【公立保育所の役割】

- 1 地域における子育て支援拠点としての役割
- 2 保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割
- 3 セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保

1 地域における子育て支援拠点としての役割

■地域の子育て家庭を支援する役割

公立保育所は、地域の子育て支援拠点として、これまでに蓄積された公立保育の知識、経験、技術を生かしていくことが必要である。

子育て家庭への支援に関する知識や技能の習得に取り組むことにより、子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子どもに関する身近な相談の場を提供する。

また、子育て親子の交流の機会を提供するなど、保育施設に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を図る。

■地域での課題解決のため、交流や連携を行う役割

子どもの健やかな成長を地域全体で支援していくため、地域に開かれた身近な保育施設として、次世代育成支援や世代間交流に取り組んでいく役割を担う。

次世代育成支援としては、小中学生の体験学習や実習生の受け入れ、世代間交流としては、高齢者との交流などに取り組む。

また、子育てに関する相談への対応や民間保育施設への支援などを行うにあたり、地域での課題解決のため、子育て支援に関わる様々な団体や、子育て支援センター、児童発達支援センター、学校、民生委員・児童委員、地域住民などの関係機関等と連携する役割を担う。

2 保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割

■保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保する役割

本市の保育所等は、公立と民間共に、保育所保育指針等を踏まえ、保育士の配置基準や設備の面積基準など本市の基準に基づき運営を行い、一定の保育水準を確保し、保育を行っている。

また、公立保育所は、保育所保育指針に基づく保育マニュアルを策定し、乳児保育や統合保育などさまざまな保育を行い、保育方針の確立と保育技術の向上に努めてきた。

こうしたことを踏まえ、公立と民間の運営主体に関わらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、長い年月をかけて公立保育所で培った保育を、今後も若い保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努め、保育の質の確保につなげていく。

■民間との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図る役割

時代の流れとともに保育のニーズは変化し、また、近年、その対応が複雑化・多様化していることから、より専門性が求められるとともに、広い視野をもった対応が求められている。

こうした状況に対応するため、公立保育を実施する中で蓄積された経験や実績と、多様な運営母体による民間保育の経験を共有し、保育所や保育士間での交流や情報交換などにより、公立保育所と民間保育所の連携を図り、地域全体の保育の質の向上に向けて取り組む。

また、民間保育所との共同研修等により保育士の育成などに努めるなど、市全体の保育力の底上げにより、保育の質を確保しつつ向上を図る。

3 セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保

■セーフティネットとして保育の受け皿となる役割

大規模災害の発生や出生数の減少など、保育についてもこれまでに経験したことのない状況を想定した運営が求められている。

災害発生時や民間保育施設の撤退など、不測の事態の発生の際、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められることから、施設や定員数について調整し、必要数の維持を図る。

■配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保するとともに、民間保育所での受け入れを支援する役割

困難を抱える家庭が年々増加する傾向にある中、関係機関との連携等が必要となる、障害、児童虐待、DV など、配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保することが求められる。公立保育所は、行政機関の一部として、関係機関や他部署との連携が他の保育施設等と比較して取りやすいことが特長であることから、積極的に受け入れ体制を確保する役割を担う。

更に、障害のある児童の受け入れにあたっては、他の児童とともに成長していく部分も多くみられることから、保育所での集団生活による学びが得られるよう、統合保育の趣旨に鑑み、適切な受け入れ体制を確保するとともに、民間保育施設においても積極的な受け入れが行われるよう支援を図る。

【参考】公立保育所と民間保育所について

公立保育所と民間保育所は、保育所保育指針に基づき、保育を必要とする子どもの健全な心身の発達を図ることを目的として、養護及び教育を一体的に提供しています。

一方、公立保育所と民間保育所では、組織体制や運営経費に係る財源構成に違いがみられるほか、以下のような特長や性格がみられます。

今後についても、公立保育所と民間保育所それぞれが特長を生かし、相互に補完し高め合いながら、多様なニーズに対応した保育の提供を行うこととします。

■設置主体別の特長など

	公立保育所	民間保育所
特長	■地域の子育て拠点として、在宅で子育てを行う子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を図る。 ■長い年月をかけて培った公立保育所で行う保育をもとに、各地域の保育の質の確保・向上につなげる役割を担う。 ■行政機関の一部として、配慮が必要な家庭や児童に対する保育サービスを提供するとともに、障害のある児童が民間保育施設においても積極的に受け入れが行われるよう支援を図る。	■経営ノウハウを生かした運営により、保育サービスの量的確保の中心的役割を担っている。 ■多様化する保育需要に対応するためにも、引き続き公立保育所と共に、保育の質の確保に取り組むことが求められる。 ■運営主体となる法人の多様性から、独自の保育理念による各園の特長を生かした保育を提供する。
性質	◇年度途中の入所にも対応できるよう全体的な量の調整を行っている。 ◇全園で同じ全体計画に基づき保育を行う。 ◇職員の勤続年数が長い。	◇保育ニーズの受け皿として、年度当初からの入所希望に対応する。 ◇法人設立の理念などからそれぞれの園の保育内容に特色がある。 ◇職員の勤続年数が公立と比較して短い。
性格	○社会経済情勢に左右されない安定的な保育サービスの提供 ○行政機関の一部として困難を抱える家庭への支援 ○地域の子育て支援の拠点として様々な関係機関と連携 など	○運営母体となる法人格の多様性 ○各園の理念に基づく特色ある保育の提供 ○新たな保育ニーズ等への柔軟な対応 など

IV 公立保育所の今後の方向性について

1 公立保育所の整備の考え方

(1) 公立保育所の整備等に関する今後の方向性

喫緊の課題である待機児童対策については、民間保育所等の整備により解消を図る一方で、将来的な就学前児童数の減少により、保育需要も減少していくことが予想されます。

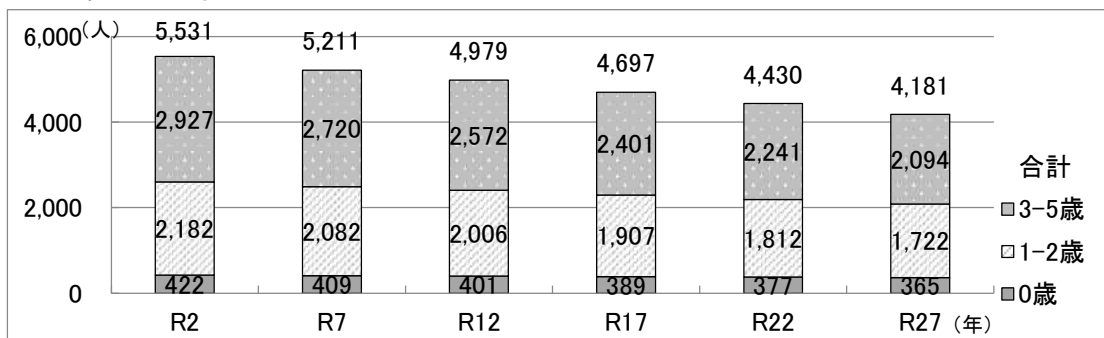
「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」では、令和2年度以降の見込みが減少する計画としており、今後25年間このままの状況で推移した場合、本市の量の見込み（保育ニーズ量）は、令和2年の5,531人から令和27年の4,181人へと減少するものと見込まれます。

このようなことから、将来の保育サービスの量的動向を見据えて対応することが必要であり、保育サービスの供給が過剰となった場合は、公立保育所において定員数を調整するものとし、具体的には、短期的な対応として、施設定員の弾力化や定員規模の縮小、中長期的な対応として、公立保育所の統廃合などにより需給バランスの調整を図ります。

また、公立保育所の老朽化にあたっては、「川越市個別施設計画（公共施設編）」（以下「個別施設計画」という。）で示される目標使用年数を目途に、公立保育所の統廃合や、民間参入を検討するものとし、効率的かつ効果的な保育サービスの提供を目指します。

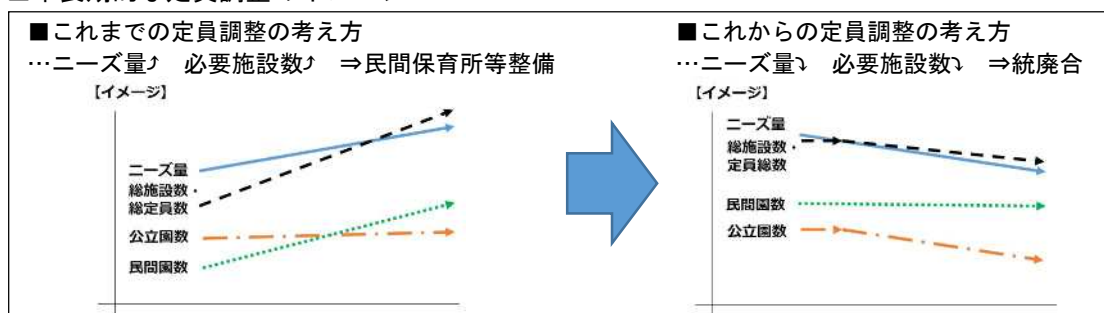
なお、廃止となった保育所の園舎や跡地については、「川越市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」の考え方のもと、地域の状況も鑑み、施設の転用など、有効活用についても検討します。

■量の見込みの予測



※第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の期間後も同様に2045年まで減少した場合

■中長期的な定員調整のイメージ



(2) 保育提供区域の考え方

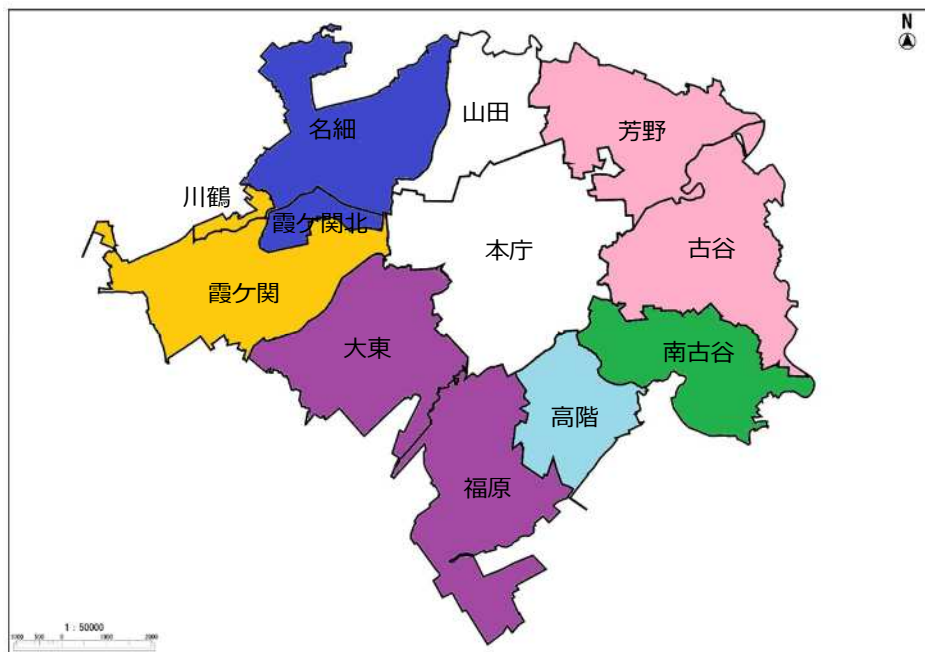
子ども・子育て支援法第 61 条では、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案し、提供区域を設定することとされています。

「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画」においては、市域を 4 分割した区域を保育提供区域として設定しています。

今後の公立保育所整備等の検討にあたっては、これまでの 4 区域をもとに、各地区の児童の通園状況や保育需要などの地域性を考慮し、市域を 7 区域に細分化しきめ細やかな検討を図るとともに、地域の基幹となる公立保育所として、本庁地区では 4 園、その他の各区域で 1 園は維持する方針とします。

なお、維持する園数については、就学前児童数等や財政的状況などを考慮し、適宜見直しを行うものとします。

■新たな保育提供区域



■令和 3 年 4 月現在の保育施設の状況

現行 区域	地区	新たな 区域	地区	保育園数	定員数
A	本庁、山田、 芳野、古谷	→ A	本庁、山田	36 園（公立 7 園、民間 29 園）	2,099 人
		→ B	芳野、古谷	8 園（公立 2 園、民間 6 園）	560 人
B	南古谷、高階	→ C	南古谷	9 園（公立 2 園、民間 7 園）	422 人
		→ D	高階	13 園（公立 3 園、民間 10 園）	849 人
C	福原、大東	→ E	福原、大東	11 園（公立 1 園、民間 10 園）	635 人
D	霞ヶ関、川鶴、 霞ヶ関北、名細	→ F	霞ヶ関、川鶴	9 園（公立 3 園、民間 6 園）	646 人
		→ G	霞ヶ関北、名細	9 園（公立 2 園、民間 7 園）	597 人

※令和 3 年 4 月 1 日現在の保育施設の状況。保育園数の民間は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の合計を記載し、分園は本園に含める。

2 公立保育所の運営について

(1) 職員配置の現状

公立保育所では、令和2年度は正規職員の保育士218人、会計年度任用職員（フルタイム）の保育士154人を中心に保育を提供しています。このほか、パートタイムの会計年度任用職員の保育士など182人で保育を支えている状況です。

また、調理や施設用務業務については、正規職員の調理員、用務員と会計年度任用職員の用務員、調理補助員がそれぞれ役割を担っています。

(2) 運営に関する今後の方向性

① 保育士について

これまで公立保育所が蓄積してきた保育の実績や経験を継承し、公立保育所の役割に基づく保育を実践するなど、将来の保育を維持するために必要な体制を確保するとともに、公立保育の安定性・継続性の観点から保育士の経験年数の平準化に努めます。

また、公立保育所における保育の質の確保や、現場で求められる保育ニーズに応えるため、正規職員の保育士を中心に会計年度任用職員と共に保育を提供していきます。

② 施設の運営について

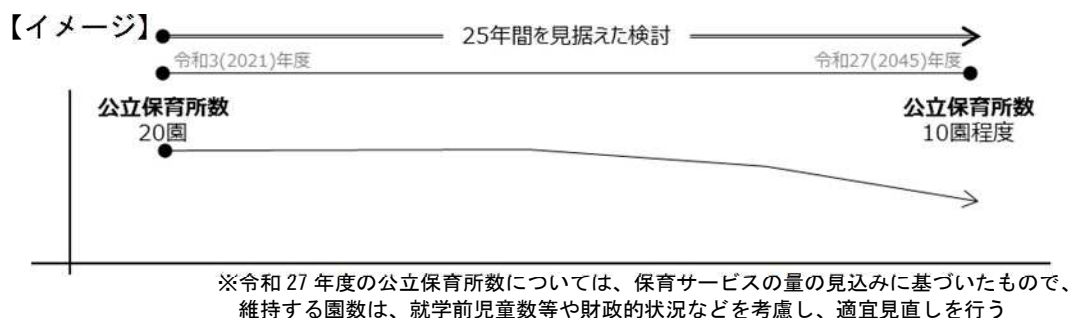
就学前児童数の推移を捉えた公立保育所の維持や民間保育所等を中心とした保育量を適切に確保するため、市全体の効率的かつ効果的な保育所運営を図ります。

こうした中で、公立保育所の運営体制については、施設用務業務など、公立保育所の一部の業務の委託化について検討を行います。

3 川越市公立保育所のあり方検討の期間

公立保育所の整備検討にあたっては、今後の就学前児童数の推移や施設の老朽化状況などを考慮し長期的な視点で取り組むことが重要であり、保育を取り巻く環境についても適切に対応していくため、5年ごとに「川越市公立保育所のあり方」について見直しを行います。

また、「総合管理計画」及び「個別施設計画」との整合を図り、令和27年度までの今後25年間を見据えた中で、公立保育所の整備等を検討します。



【参考資料】

1 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議経過

①川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

No.	開催日時	議題及び実施内容
第1回	令和3年2月5日(金) (書面会議)	川越市公立保育所のあり方(案)について ・公立保育所のあり方に関する市の考え方
第2回	令和3年4月28日(水)	川越市公立保育所のあり方(案)について ・公立保育所のあり方に関する資料説明 ・今後の進め方について
第3回	令和3年5月20日(木)	川越市公立保育所のあり方(案)について ・保育所、認定こども園、幼稚園代表へのヒアリング
第4回	令和3年7月18日(日)	川越市公立保育所のあり方(案)について ・地域型保育施設代表へのヒアリング ・保育所、幼稚園、地域型保育施設保護者へのヒアリング ・アンケート調査結果報告
第5回	令和3年8月18日(水)	川越市公立保育所のあり方(案)について ・検討報告取りまとめ ・公立保育所の役割の確認
検討 報告	令和3年10月5日(火)	川越市公立保育所のあり方に関する検討報告 ・分科会における検討結果について川越市社会福祉審議会から市長へ報告
第6回	令和4年1月28日(金) (書面会議)	川越市公立保育所のあり方(案)について ・意見公募手続きの結果報告

②ワーキングチーム会議

No.	開催日時	議題及び実施内容
第1回	令和3年5月13日(木)	・分科会当日資料の確認 ・アンケート調査票の確認 ・公立保育所の役割の検討
第2回	令和3年7月5日(月)	・分科会当日資料の確認 ・アンケート調査結果の確認 ・公立保育所の役割の検討
第3回	令和3年8月10日(火)	・分科会当日資料の確認 ・検討報告の内容確認 ・公立保育所の役割の検討
第4回	令和3年8月30日(月)	・検討報告の内容確認 ・公立保育所の役割の確認

2 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

①川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）

（敬称略、順不同）

No.	氏 名	選 出 母 体
1	会長 平野 方紹	学識経験者（元立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授）
2	副会長 鈴木 晶夫	川越市私立保育園協会
3	委員 川口 知子	市議会議員
4	〃 片野 広隆	市議会議員
5	〃 高倉富美子	児童養護施設
6	〃 小寺 智子	学識経験者（弁護士）
7	〃 宮島 清	学識経験者（日本社会事業大学専門職大学院教授）
8	〃 大木 直子	川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会
9	〃 岡田 真彦	埼玉県川越児童相談所
10	〃 山田 誠次	川越市障害者団体連絡協議会
11	〃 山本 正隆	川越地区私立幼稚園協会
12	〃 浅見 久江	川越市校長会
13	〃 石川 昭広	川越人権擁護委員協議会川越部会
14	〃 田村 宏	川越商工会議所
15	〃 長峰す美子	川越市保健推進員協議会
16	〃 岡野 啓子	埼玉県助産師会川越地区
17	〃 崎 幸子	NPO法人川越子育てネットワーク
18	〃 伊藤 康之	連合埼玉川越・西入間地域協議会
19	〃 三谷 和久	公募委員
20	〃 圓岡 徹哉	公募委員

前委員 田畑たき子（市議会議員）（令和3年6月24日まで）

柴山 英士（児童養護施設）（令和3年3月31日まで）

石橋 恒子（川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会）
（令和3年3月31日まで）

森田 恵（川越市校長会）（令和3年3月31日まで）

藤倉 省一（川越商工会議所）（令和3年3月31日まで）

高野慎太郎（公募委員）（令和3年3月31日まで）

②ワーキングチーム

（敬称略、順不同）

No.	氏 名	選 出 母 体
1	鈴木 晶夫	川越市私立保育園協会
2	大木 直子	川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会
3	山本 正隆	川越地区私立幼稚園協会
4	崎 幸子	NPO法人川越子育てネットワーク

川越市公立保育所のあり方

発行年月 令和 4 年 2 月

発 行 川越市こども未来部こども政策課

〒350-8601 埼玉県川越市元町 1-3-1

T E L 049-224-8811（代表）

049-224-6278（直通）

F A X 049-223-8786

E-mail kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp



川越市シンボルマーク